

筑波大学附属病院陽子線施設整備運営事業

第1回 入札説明書等に関する質問回答書

令和2年10月6日

令和2年11月24日修正（※下線部分が修正箇所）

国立大学法人 筑波大学

連番	No	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目	その他		
9	1	入札説明書	5	6	(7)	2)		事業終了は令和27年10月30日、維持管理業務等開始後から20年間経過後とありますが、維持管理業務等開始は令和7年5月1日であるため、事業終了は令和27年4月30日という理解で宜しいでしょうか。 また、事業契約書(案)等で装置と建物の引渡しと異なる提案が可能となっているため、かかる提案を行う場合、建物の引渡しから20年間が維持管理期間であり事業期間であるという理解で宜しいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。(質問No.7参照) 後段については、ご質問にある提案の場合、先行される建物引渡しの時点が起点ではなく、陽子線治療装置等の引渡し完了後(段階的な引渡しの場合には1台目の引渡し完了後)から、20年となります。 入札金額の積算方法については、後日条件をお示します。
92	13	要求水準書 第1章	12	3	(3)			陽子線治療システムの調整作業中の電気量の負担者は大学または事業者のいずれでしょうか?また、上記の電気量には建屋設備分も含むものと考えてよろしいでしょうか?	新陽子線棟[仮称]及び本事業で調達する陽子線治療装置等の一括引渡し日までの光熱水費は、事業者の負担になります。なお、提案により建物と陽子線治療装置等の引渡し時期が異なる場合、光熱水費の大学負担は、建物又は陽子線治療装置等それぞれの引渡しを受けた範囲に限ります。
115	28	要求水準書 第2章	17	1	(7)			「新陽子線棟[仮称]及び本事業で調達する陽子線治療装置等の一括引渡し日まで」とありますが、新棟の引渡しと治療装置の引渡し時期が異なる提案をした場合には、新棟に係る水光熱費については新棟引渡し以後は貴学の負担と考えてよろしいでしょうか。	(質問No.92参照)
281	79	事業契約書(案)	11	第6節			脚注	第6節の脚注に「陽子線治療装置等の引き渡し時点が建物の引き渡し時点と異なる場合」とあり、陽子線治療装置等と建物の引き渡し時期を異なる時期にする提案も可能と理解しますが、その場合には事業期間としては、建物引き渡し後、建物維持管理業務が開始された日から20年間が事業期間と理解してよろしいでしょうか。それとも陽子線治療装置等を引き渡してから20年間と理解すればよろしいでしょうか。	別紙1第1項(「運転・保守管理業務開始日」)及び第33項(「施設維持管理・運営期間」)の定義をご参照下さい。陽子線治療装置等の引渡し完了後(段階的な引渡しの場合には1台目の引渡し完了後)から20年となります。
339	66	事業契約書(案) 別紙7	5	1	(2)	6)		建物の引渡し時期を装置よりも前倒しすることは可能でしょうか。 この場合、建物の早期引き渡しに伴う施設維持管理期間のスタート時期は、装置保守運用期間よりも先に開始されるため、装置保守運用期間よりも終了時期が早くなりますが、ご理解いただけますでしょうか。 また、装置保守運用期間と建物維持管理期間を一致させる場合には、先に終了時期を迎える方に合わせることでよろしいでしょうか。	建物の引渡し時期を装置よりも前倒しにする意図が不明ですが、仮に引渡し時期が異なる場合の維持管理期間は、陽子線治療装置等の引渡し完了後(段階的な引渡しの場合には1台目の引渡し完了後)から20年となります。 また、工期の短縮提案は以下の3つの条件を満たすことを求めます。 ①引渡しから全期間に亘り、年間400人を治療可能なこと。(既存陽子線棟との併用を含む) ②工期短縮によって、契約電気容量及び運転・保守費の負担を増を抑制するための工夫が最大限なされていること ③患者・医療従事者の館内移動への配慮すること
344	24	事業契約書(案) 別紙9	1	1	1)			物価変動によるサービス対価の改定に施設整備費A及びBの改定がありますが、調達業務費は改定の対象外なんでしょうか。	(質問No.362参照)